

農林水産商工常任委員会提出資料

(平成29年12月1日)

| 項目 | ページ |
|--|-----|
| 1 「総合的なTPP等関連政策大綱」と今後の対応について 【とっとり農業戦略課】 | 1 |
| 2 台風21号による農林水産関係被害状況について 【とっとり農業戦略課】 | 2 |
| 3 島根県における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出への対応状況について 【畜産課】 | 4 |
| 4 「とっとり肉肉カーニバル2017」の開催結果について 【畜産課】 | 5 |
| 5 東京オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザに使用する木材の提供について 【県産材・林産振興課】 | 7 |
| 6 「森林環境保全税」の延長に関するパブリックコメントの実施結果について 【森林づくり推進課】 | 8 |
| 7 第2回水辺の環境保全協議会の開催結果について 【水産課、農地・水保全課】 | 12 |
| 8 全国和牛能力共進会での肉質日本一獲得を契機とした鳥取和牛の認知度向上の取組状況について 【販路拡大・輸出促進課、食のみやこ推進課、畜産課】 | 13 |
| 9 パリでの「サロン・デュ・サケ2017」出展結果及びシンガポールでのレストランフェアの実施結果について 【販路拡大・輸出促進課】 | 16 |
| 10 鳥取県立農村総合研修所の指定管理者の選定方法について 【とっとり農業戦略課】 | 17 |
| 11 鳥取県立二十一世紀の森の管理運営の見直しについて 【林政企画課】 | 18 |
| 12 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の指定管理者の選定方法について 【水産課】 | 19 |
| 13 鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の管理運営の見直しについて 【水産課】 | 20 |
| 14 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について 【農地・水保全課、水産課】 | 21 |

農林水産部



「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」と今後の対応について

平成29年12月1日
とっとり農業戦略課・通商物流課

11月24日、政府は日ＥＵ・ＥＰＡ大枠合意（7月6日）とＴＰＰ11大筋合意（11月11日）を踏まえた「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」（以下「ＴＰＰ等大綱」という。）を正式に決定しました。

今後、国の影響試算や国内対策等の動向を踏まえた上で、県内影響の精査を行うとともに、国の平成29年度補正予算も視野に具体的な対策の検討を進めます。

1 「ＴＰＰ等大綱」のポイント

体质強化対策と経営安定対策の2本柱となっており、2年前に策定した従前の大綱から国産チーズや国産木材製品等の競争力強化対策、中小企業の海外展開支援強化が追加された。

【ＴＰＰ等大綱における施策の概要】

○体质強化対策

| 項目 | 主な対策 |
|-------------|---|
| 担い手育成 | 経営発展を促進する機械・施設の導入、中山間地域の担い手の収益性向上等 |
| 産地イノベーション | 産地パワーアップ事業による機械・施設導入や改植等による高収益作物転換等 |
| 畜産・酪農の収益力強化 | 畜産クラスター事業の拡充、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力向上、チーズ向け生乳の品質・生産性向上、乳製品の国内外の消費拡大等 |
| 農林水産物の輸出対策 | 米・牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・乳製品・青果物・林産物・水産物等の輸出促進、輸出環境の整備 |
| 木材製品の国際競争力 | 効率的な路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工施設の生産性向上、木材製品の国内外の消費拡大等 |
| 操業体制 | 担い手へのリース方式による漁船導入、産地施設の再編整備等 |
| 消費者との連携 | 大規模集客施設での販促活動、諸外国との地理的表示の相互認証の推進等 |
| 中小企業等支援 | 新市場開拓に向けた支援体制強化、国内産業の競争力強化等 |

○経営安定対策

| 品目 | 主な対策 |
|-----------|---|
| コメ | ・国別輸入枠量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れ |
| 牛肉・豚肉・乳製品 | ・法制化した牛・豚生産者の経営安定対策（マルキン）について、補填率を引き上げ（8割→9割）、豚マルキンの国庫負担水準の引き上げ（国1：生産者1→国3：生産者1） ※ＴＰＰ対策として既に決まっていたが、日ＥＵ・ＥＰＡにも適用 ・生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加 |

2 県の対応状況

(1) 県内農業団体との意見交換

11月15日、平井知事とJAグループ鳥取による農政懇談会を開催し、TPP11大筋合意の内容や県の対応等について、意見交換を行った。

【JAグループ鳥取の主な意見】

- ・国から農業関係者へ説明がないため、詳細な説明会と情報開示を求めたい。
- ・「産地パワーアップ事業」が園芸品目の産地育成に非常に有効なことから、継続実施と地域の実情に応じた配分等を求めたい。
- ・牛マルキン（経営安定対策）の補填率を8割から9割に引き上げてほしい。

(2) 国への要望活動

TPP11の大筋合意を受け、11月17日、平井知事が農林水産大臣及び同副大臣、経済産業省貿易経済協力局長へ要望活動を行った。（栗原JA鳥取県中央会副会長が農林水産副大臣要望に同席）

【主な要望内容】

- ・具体的な合意内容及び国内農林水産業への影響について丁寧に説明すること。
- ・TPP等大綱が農林漁業者の経営安定に万全を期した対策とすること。
- ・緊急的かつ長期的視点に立った国内農林水産業の競争力強化、中小企業の海外展開支援策を講じること。

3 今後の対応

- 国による影響試算を踏まえ、県内農林水産業への影響精査を実施する。
- 国の補正予算の内容や農林水産業への影響分析などが判明した時点で、県内関係者を対象に国による説明会を開催する。（※知事による大臣への要望を受けて鳥取県開催が実現）
- TPP等大綱を踏まえた国補正予算を早期かつ積極的に活用し、本県農林水産業の経営安定とともに競争力強化を総合的に講じる。（※県補正予算編成を念頭）

台風21号による農林水産関係被害状況について

平成29年12月1日
とっとり農業戦略課

10月22日(日)に鳥取県に最接近した台風21号による農林水産関係の被害状況について報告します。

1 被害金額

| | |
|------------|-----------|
| 農作物 | 71,544千円 |
| 農業施設(個人施設) | 2,358千円 |
| 農地・土地改良施設 | 306,370千円 |
| 林業関係 | 406,514千円 |
| 水産関係 | 151,361千円 |
| | 938,147千円 |

2 被害状況

(1) 農業関係

○農作物

| 品目 | 被害規模 | 被害額 | 市町村 | 主な被害状況 |
|-----------|---------|----------|---------------------------------------|---------------------------|
| 梨(新興、王秋等) | 0.98ha | 4,459千円 | 鳥取市、岩美町 倉吉市、湯梨浜町 北栄町、琴浦町 南部町 | 強風による落果 |
| 柿(西条等) | 0.61ha | 588千円 | 琴浦町、南部町 | 強風による落果 |
| ブロッコリー | 19.45ha | 57,623千円 | 鳥取市、倉吉市 北栄町、琴浦町 米子市、大山町 | ほ場滞水、株の倒伏 |
| 白ねぎ | 2.58ha | 3,469千円 | 鳥取市、智頭町 倉吉市、琴浦町 米子市、大山町 江府町 | ほ場滞水、株の倒伏、葉折れ等 |
| にんじん | 0.50ha | 2,120千円 | 米子市 | 飛砂による葉の被害 |
| その他 | 7.57ha | 3,285千円 | 鳥取市、岩美町 倉吉市、湯梨浜町 北栄町、日南町 | 大豆の冠水、リンゴの落果、ハクサイの葉のちぎれなど |
| 合計 | 31.69ha | 71,544千円 | | |

○農業施設(個人施設)

| 施設等 | 被害規模 | 被害額 | 市町村 | 主な被害状況 |
|----------|------|---------|----------------|-----------|
| 豚舎 | 3棟 | 900千円 | 若桜町 | 屋根の剥がれ |
| 牛舎 | 2棟 | 600千円 | 智頭町、若桜町 | 外壁の一部損壊など |
| ビニールハウス等 | 10棟 | 858千円 | 鳥取市、日南町 江府町 | ビニールの破損など |
| 合計 | 15棟 | 2,358千円 | | |

○農地・土地改良施設

| 路線等 | 箇所等 | 被害額 | 市町村 | 主な被害状況 |
|--------|------|-----------|---------------------------------------|---------------------|
| 農地 | 12か所 | 16,700千円 | 八頭町、倉吉市 三朝町、湯梨浜町 南部町、日南町 江府町 | 田、畑の法面崩壊等 |
| 農道 | 5か所 | 22,000千円 | 湯梨浜町、日南町 江府町 | 法面崩壊等 |
| 農地保全施設 | 1か所 | 12,000千円 | 鳥取市 | 排水路の崩壊 |
| 水路 | 16か所 | 55,670千円 | 八頭町、倉吉市 三朝町、湯梨浜町 伯耆町 | 用水路の損傷、山腹崩壊による水路閉塞等 |
| 頭首工 | 2か所 | 200,000千円 | 鳥取市、八頭町 | 頭首工の崩壊等 |
| 合計 | 36か所 | 306,370千円 | | |

(2) 林業関係

| 路線等 | 箇所等 | 被害額 | 市町村 | 主な被害状況 |
|---------------|------|-----------|--|-------------------------------------|
| 林道34路線 | 47か所 | 365,314千円 | 鳥取市、岩美町 若桜町、八頭町 倉吉市、三朝町 南部町、日南町 日野町、江府町 | |
| 作業道・林業専用道50路線 | 50か所 | 41,200千円 | 鳥取市、若桜町 八頭町、智頭町 三朝町、湯梨浜町 琴浦町、伯耆町 日南町、日野町 | 橋梁の被災、法面崩壊、路肩崩壊、山腹崩壊、切土法面崩壊、盛土法面崩壊等 |
| 合計 | 97か所 | 406,514千円 | | |

(3) 水産関係

| 所属 | | 隻数等 | 被害対象 | 被害額 | 市町村 | 主な被害状況 |
|-----------|-----------------------|-------------------|--------|---------------------|-------------------|---------------------------|
| 鳥取県 | 賀露支所 | 2隻 | 沖底船 | — | 鳥取市 | 岸壁に接触し、船側面が損傷 ※操業に支障なし |
| 漁業協同組合 | 浦富支所 夏泊支所 御来屋支所 | 2か統 1か統 1か統 | 定置網 | 150,000千円 — — | 岩美町 鳥取市 大山町 | 漁網の流失、網破れ等 |
| 米子市漁業協同組合 | | 1棟 | 養殖漁業施設 | 1,361千円 | 米子市 | 屋根の部分損傷 |
| 合計 | | | | 151,361千円 | | |

3 対応状況

- (1) 農作物の中ではブロッコリー被害が最も大きく、10月25日に予備費を発動し、被害規模の拡大を防ぐための緊急防除を実施した。
- (2) 強風により落果した梨(王秋)について、イオンリテール株式会社の協力により「訳あり梨」として2.32コンテナを販売した。
- (3) 農地・土地改良施設、林業関係、水産関係(定置網)については、11月補正予算において復旧経費を計上し、上程中である。
- (4) 11月21日に、台風21号による災害について国の激甚災害の指定が決定し、全国的に農地・土地改良施設、林業関係の復旧に係る国庫補助率の嵩上げが適用されることとなった。

島根県における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出への対応状況について

平成29年12月1日

緑豊かな自然課

農業振興戦略監畜産課

11月5日に島根県松江市宍道町で回収されたコブハクチョウの死亡個体から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)が検出されたことを受け、ホームページ等で県民へ注意喚起を呼びかけるとともに、野鳥の監視体制を強化している。併せて、養鶏農場関係者へ情報提供を行い、各施設の状況を確認しているが、現時点で野鳥・養鶏農場いずれも異常は確認されていない。

1 島根県の状況（全国で検出は島根県のみ）

| No. | 場所 | 種名 | 回収日 | 簡易検査等で陽性検出 | 確定検査(鳥取大学) | 重点監視区域 |
|-----|----------|---------|-------|------------|------------------|----------------------|
| 1 | 松江市 宍道湖岸 | コブハクチョウ | 11/5 | 11/5 | 11/9高病原性(H5N6亜型) | 11/5設定(回収地点周辺10km圏内) |
| 2 | " | キンクロハジロ | 11/7 | 11/7 | 11/13 " ("") | 11/7設定("") |
| 3 | " | " | 11/9 | 11/9 | 11/15 " ("") | 追加指定なし(上記区域に含まれる) |
| 4 | " | ユリカモメ | 11/10 | 11/10 | " ("") | " ("") |
| 5 | " | コブハクチョウ | 11/11 | 11/11 | 11/20 " ("") | " ("") |
| 6 | " | " | 11/12 | 11/12 | " ("") | " ("") |
| 7 | " | キンクロハジロ | " | 11/13 | " ("") | " ("") |

※環境省は、11月5日及び7日の簡易検査による陽性反応を受け、回収地点周辺10km圏内を野鳥重点監視区域に指定して、野鳥の監視を強化している。いずれの重点区域も島取県域は圏外である。

※環境省は、11月9日の確定検査結果を受け、野鳥サーベイランスの全国対応レベルを、「対応レベル1」から「対応レベル2」に引き上げ、監視を強化中である。11月13日～15日にかけて緊急調査チームを現地に派遣し野鳥の生息状況調査等を実施したが、異常は確認されていない。

※出雲市において、コブハクチョウ(1羽)、オオバン(1羽)の死亡個体から、簡易検査の結果、陽性が確認されたが、確定検査を行ったところ、高病原性鳥インフルエンザウイルスは検出されなかった。

2 本県の対応状況

11月6日に県関係機関を招集して連絡会議を開催し、鳥インフルエンザへの対応を確認するとともに、市町村等への情報提供を行った。

(1) 野鳥関係

- ・11月6日から県内全域において、野鳥の監視パトロールを強化している。渡り鳥の飛来地である主要河川の河口付近、湖沼、餌場となる田園地帯などを重点的に巡回しているが、現時点では異常は認められていない。

(2) 家きん関係

- ・県内全養鶏農場(84農場)に対し、巡回指導、情報提供及び注意喚起を行い、全養鶏農場で異常が無いことを確認した。
- ・全養鶏農場へ消石灰を順次配布し、消毒を強化している。
- ・農協、飼料会社等県内関係機関には畜産課から、学校、福祉施設等愛玩家きんの飼育施設には県庁所管課を通じ情報提供と注意喚起を実施した。

3 今後の予定

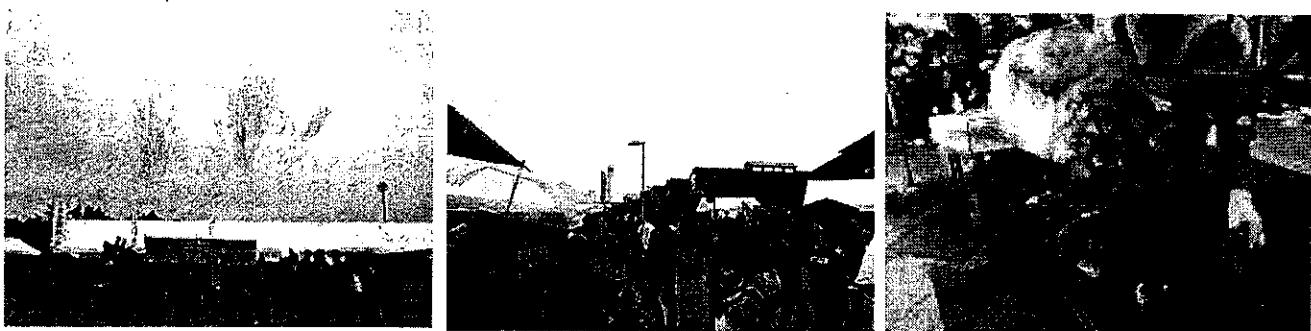
- ・県による野鳥の監視パトロールの強化を継続実施するとともに、野鳥関係団体に県への情報提供等を依頼する。
- ・野鳥、家きん、愛玩鳥を含め、畜産関係業者、動物取扱業者、一般県民等への注意喚起を徹底する。
- ・県内養鶏農場に引き続き巡回指導、情報提供及び注意喚起を行う。

「とっとり肉肉カーニバル2017」の開催結果について

平成29年12月1日
畜産課

「鳥取和牛」「大山ルビー」「鳥取地どりピヨ」といったブランド肉やジビエなど県産肉にこだわったイベント「とっとり肉肉カーニバル2017」が10月28日、29日に開催されました。今年は「いなばのジビエフェスティバル」と共同開催となり、昨年以上の来場者を見込んでいましたが、台風22号の影響で、両日とも雨天となり天気には恵まれなかったものの、22,000人（昨年27,000人）の来場者で賑わいました。

- 1 開催日 平成29年10月28日（土）、29日（日）
2 場所 地場産プラザわったいな（鳥取市賀露町西三丁目323番地）
3 実施主体 とっとり肉肉カーニバル実行委員会
(食肉流通業者、飲食店、関係団体等の10会員で構成)



4 概要

（1）販売・試食

- ・県産肉を使用したメニューを販売する飲食店コーナー（屋台）では、新規出店の3店舗を含む26店舗が出店しました。
- ・県産肉の試食では、恒例となった「鳥取和牛」のモモ肉丸焼きや、「大山ルビー」がふるまわれ、雨の中長蛇の列が出来るほどの人気でした（29日）。

（2）ソーセージ教室・ベジスタ親子料理教室

- ・「手づくりハム工房つくしんば」の代表平口正則氏（若桜町）による、手作りソーセージ教室を行い（28日、午前・午後各1回）、合わせて50名の参加があり、小さいお子様からご年配の方まで幅広く参加され楽しんでいただけました。
- ・また、ベジスタによる親子料理教室では、4組の親子が鶏肉を使ったガパオライス（バジル炒めご飯）作りに挑戦し、調理から実食まで楽しんでいました。



(3) 燻製教室（講演会）

- ・(一社)日本燻製協会の代表佐藤暁子氏による「お家でできる燻製教室」が開催され、鳥取地どりピヨの胸肉を使って、中華鍋とフライパンで手軽にできる燻製作りが行われました。
- ・参加者の中には、燻製教室に参加するために来場したという方もあり、事前に佐藤氏に用意していただいた鳥取和牛と鹿肉、豚肉の燻製もふるまわれ、参加された皆さんは大変満足されていました。



(4) その他

- ・イベント初日は倉吉市の伝統芸能、高城牛追掛節（高城牛追掛節保存会）が披露され、子牛役の小学生も見事な演技で観客を魅了していました。
- ・今年は「いなばのジビエフェスティバル」と共同開催ということもあり、地元の獵友会による射的や鹿角製品の販売、キー ホルダーブルクリといった小物づくりのワークショップ、食材としての有効活用の展示、ジビエの認知度アンケートを実施し、来場者にジビエの知識を深めてもらうなど、これまで肉肉カーニバルに無かった出店により会場は更に盛り上がっていました。
- ・第11回全国和牛能力共進会宮城大会を紹介するブースを設け、鳥取県代表牛の審査の様子、肉質日本一になった枝肉写真を展示し、来場者の皆様に日本一になった「鳥取和牛」をPRすることができました。
- ・食肉に関するクイズ「肉肉○×クイズ」が両日行われ、鳥取和牛のサーロインステーキ等の豪華賞品に参加者は大いに喜んでおられました。



東京オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザ に使用する木材の提供について

平成29年12月1日
県産材・林産振興課

県外・海外に向けて、「木づかいの国」鳥取県をアピールするとともに、鳥取県産材のPR・販路拡大を図ることを目的として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連施設である選手村ビレッジプラザに県産材を提供します。

※提供する木材の種類：構造用製材（柱・梁）等（平成30年度当初予算で検討中）。

1 ビレッジプラザの概要

- ・建築計画地：東京都中央区晴海地内
- ・建物の構造、規模：木造平屋建、延床面積 約6,000m²
- ・建物のコンセプト：日本の木材活用リレー
～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～
全国の木材を活用することで、オール
ジャパンで大会を盛り上げるとともに、
大会後は各地で木材を後利用することで、
全国にレガシーを残す。
- ・建築工期（予定）
：平成30年10月～平成32年6月



2 公募の概要

（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が、地方公共団体を対象に、ビレッジプラザの建築に使用する木材を無償供給する事業協力者を募集したものである。

（応募受付 9月11日～15日）

○事業協力者の役割

製材加工、仕口（継手、接合部）加工、往復の木材運搬、後利用

○提供する木材の条件、種類等

- ・条件：森林認証材（FSC、SGEC等）で、かつ、JAS規格適合品であること
- ・種類：構造用製材（柱、梁）、構造用集成材（LVL等）、構造用合板など
- ・仕様：乾燥材であること、仕口加工を施すこと、保護塗装を施すことなど

○事業協力者の決定

- ・鳥取県を含む全国62自治体（23都県、39市町村）が事業協力者に決定し、組織委員会は10月18日に自治体名を公表した。（中国地方では、鳥取県、智頭町、島根県、岡山県）
- ・11月24日に組織委員会 森会長から、事業協力者に感謝状が手交された。

3 今後のスケジュール

- ・契約締結時期：12月頃に組織委員会と事業協力者間で「木材提供に関する協定」を締結し詳細設計の決定時点（平成30年9月頃）で本契約を締結予定である。
- ・木材の納入時期：平成30年4月頃から平成31年6月頃
- ・木材の返却時期：平成32年10月以降

※返却される木材は、県内スポーツ関連施設などの再利用を検討中である。

「森林環境保全税」の延長に関するパブリックコメント実施結果について

平成29年12月1日
森林づくり推進課
税務課

平成30年3月31日に適用期間が終了する「森林環境保全税」の延長に関する、パブリックコメントを実施したところ、その結果は次のとおりでした。

これらの意見を踏まえ、11月議会に条例改正案を提出しました。

1 延長(案)の概要

- ・趣旨、課税方式、税率及び使途内容を現行どおりとし、森林環境保全税の適用期間を5年間延長する。
- ・条例改正にあたっては、現在、創設に向けて検討されている国の森林環境税(仮称)の使途内容等が明らかになつた後、必要に応じて、本県の森林環境保全税の税率、使途内容等について検討する。

2 パブリックコメントの実施状況

(1)募集期間：10月30日(月)から11月20日(月)までの22日間

(2)県民への周知

- ・県のホームページに掲載(10月30日から)
 - ・県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場窓口に募集案内チラシを配置
 - ・新聞広告掲載：11月5日付け(日本海新聞)
- (3)意見交換会の実施：県内3会場(東部：11/6(月)、中部：11/7(火)、西部：11/8(水))いずれも午後7時～
意見交換会参加者24名
- (4)応募件数：52件(意見募集箱7件、ファックス2件、電子メール5件、説明会37件、その他1件)

3 「森林環境保全税」の延長(案)に対する主な意見

| 項目 | 主な意見の概要 (括弧内：同一内容の意見件数) | 意見に対する対応方針 |
|---|---|--|
| 課税・税率・使途等の延長(案)について (21件) | <ul style="list-style-type: none">・延長に関する基本方針は妥当な判断(18件)・森林機能を維持するために制度を継続し間伐を推進して欲しい。(1件)・5年と言わず長期制度にして欲しい。(1件)・条例改正の概要等々、もっと詳しく教えて欲しい。(1件) | <ul style="list-style-type: none">・趣旨、課税方式、超過税率及び使途内容を現行どおりとし、適用期間を5年間延長する。 |
| 使途事業について(16件) (ソフト事業について) | <ul style="list-style-type: none">・必要以上の提出書類を求められたり、評価委員会で厳しく審査され使いづらい。・単発の企画ではなく、複数年、継続できる企画の支援が必要。 | <ul style="list-style-type: none">・少しでも使いやすい制度となるよう、改善すべきことを点検する。 |
| 〈竹林整備事業について〉 | <ul style="list-style-type: none">・人家周辺の竹林整備は、税の使途が見えやすい。・竹林対策は不要ではないか。 | <ul style="list-style-type: none">・竹林対策については賛否両論あるが、森林環境の保全のためには必要な対策であり、継続して現行の予算規模を確保しながら取り組む。 |
| 〈その他について〉 | <ul style="list-style-type: none">・森林や竹林を整備する担い手対策が必要。 | <ul style="list-style-type: none">・担い手対策は、一般財源や他の基金において引き続き支援する。 |
| 県民への周知について (3件) | <ul style="list-style-type: none">・税制度が認知されていないのではないか。 | <ul style="list-style-type: none">・あらゆる手法を用いてPRを行う。 |
| 国の森林環境税(仮称)について (12件) (県制度との関係について) | <ul style="list-style-type: none">・国の制度が創設されても、県制度を継続すべき。(1件)・国の制度が創設されたときには、県の制度を廃止、または税額を減額すべき(2件)・名称が似ているので県の名称を変更すべき(1件) | <ul style="list-style-type: none">・国の制度概要が確定以後、検討する。 |
| 〈国の使途事業について〉 | <ul style="list-style-type: none">・市町村には林業の専門職がないので、現体制で市町村が実施することは難しい。(2件)・民有林に着手する前に、町行造林などをモデル的に実施できれば良い。(1件) | <ul style="list-style-type: none">・柔軟に対応できるよう、引き続き国に要望する。 |

4 今後の予定

- ・平成29年11月30日 11月議会に鳥取県税条例の改正案を提出
- ・平成30年4月1日 改正条例の施行
- ・平成30年4月～ 国が検討している森林環境税(仮称)の内容等が明らかになった後、必要に応じて、本県の森林環境保全税の税率、使途内容等について検討

【参考1】パブリックコメントの概要

応募期限 11月20日（月）

「森林環境保全税」の延長に関するパブリックコメント ～皆様の御意見をお寄せください～

本県では、県民共通の財産である森林を県民全体で守り育てていく取組の一環として、平成17年4月から森林環境保全税を導入し、平成20年4月には、税額及び使途を見直し森林の保全や竹林の整備等に取り組んできました。その適用期間が平成30年3月末日で満了しますが、引き続き森林を県民みんなで守り育てる必要があることから、適用期間を延長するための条例改正を検討しています。

■概要

- 森林環境保全税の適用期間を5年間延長します。
- 趣旨、課税方式、超過税率の変更はございません。
- 森林環境保全税の使途については、引き続き現行の使途内容をそのまま実施します。
- なお、条例改正にあたっては、現在、創設に向けて検討されている国の森林環境税（仮称）の使途内容等が明らかになった後、必要に応じて、本県の森林環境保全税の超過税率、使途内容等について見直しを行うことも規定します。

1 森林環境保全税の趣旨等

| | |
|------|--|
| 趣 旨 | <ul style="list-style-type: none">・森林を守り育てる意識の醸成・森林の持つ公益的機能の発揮のための森林整備 |
| 課税方式 | <ul style="list-style-type: none">・県民税均等割の超過課税 |
| 超過税率 | <ul style="list-style-type: none">・個人：500円／年（県民税均等割の納税義務がある方） ※前年の所得が一定額以下の方（生活保護受給者や扶養されている方等）は課税されません。・法人：均等割税率の5%相当額（1,000円～40,000円／年） |
| 適用期間 | 平成30年4月1日～平成35年3月31日（5年間） |

2 森林環境保全税の使途内容

| | | |
|---|---|--|
| 使途内容 | <ul style="list-style-type: none">○間伐の遅れた人工林の整備等○森林の保全・整備○森林景観対策 | <ul style="list-style-type: none">○森林を守り育てる意識の醸成○竹林対策○制度の普及啓発等 |
| | ※基金及び使途の実績については、鳥取県のホームページで公表していますので参考にしてください（ http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/335217/H28shito.pdf ）。 | |
|  | |  |
| <p>◆間伐の実施</p> | |  |
| <p>◆林業体験</p> | | <p>◆竹林整備</p> |

3 意見交換会の開催 ※どなたでも御参加いただけます。

| 日 時 | 場 所 |
|---------------|---------------------|
| 11月6日（月）午後7時～ | とりぎん文化会館 第2会議室 |
| 11月7日（火）午後7時～ | 倉吉未来中心 セミナールーム7 |
| 11月8日（水）午後7時～ | 米子コンベンションセンター 第3会議室 |

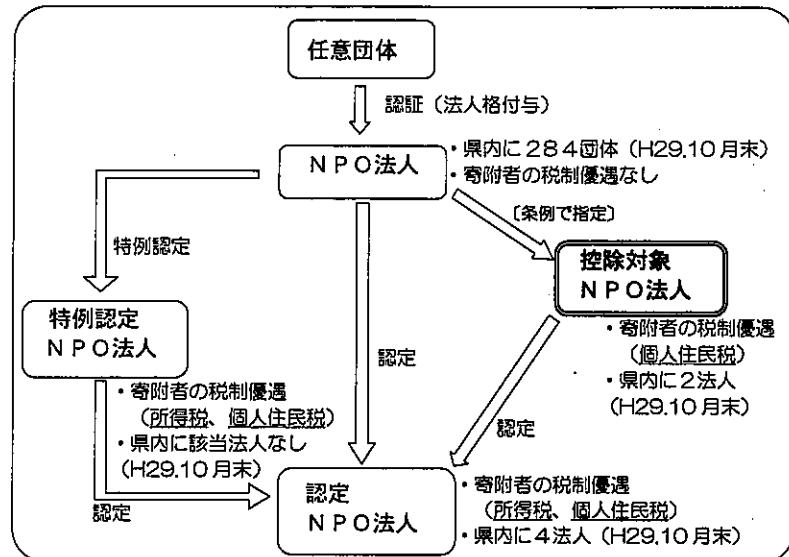
【参考2】条例改正案

議案第10号（条例関係）

税務課・参画協働課

| 条例名等 | 鳥取県税条例の一部改正について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------------------------|--|------|---------------------|--|---|----------------|--|---|---|---|--------------------|------------|---|------------------------|---|----------------------------|---|-------------------------|
| 提出理由 | <p>1 提出理由</p> <p>(1) 控除対象特定非営利活動法人の指定要件に適合する特定非営利活動法人について、寄附金税額控除の対象に加える。</p> <p>(2) 森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てるために課す森林環境保全税の適用期間を延長する。</p> <p>(適用期間を延長する理由) 引き続き県民みんなで森林を守り育てる必要があることから、森林の持つ公益的機能の発揮のための森林整備や森林を守り育てる意識を醸成するための事業を引き続き実施していく必要があるため。</p> <p>(3) 産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるために課す産業廃棄物処分場税の適用期間を延長する。</p> <p>(適用期間を延長する理由) 産業廃棄物処分場税の目的とする産業廃棄物処理施設の設置促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生等に関する施策展開は引き続き必要であるため。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 理由及び概要 | <p>2 概要</p> <p>(1) 個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に平成30年1月1日から平成34年12月31日までの間に特定非営利活動法人ハーモニイカレッジに対してなされた寄附金を加える。</p> <p>(2) 森林環境保全税に係る県民税の均等割の税率の特例の適用期間を5年間延長し、個人にあっては平成34年度（現行 平成29年度）までの各年度、法人にあっては平成35年3月31日（現行 平成30年3月31日）までの間に開始する各事業年度等を対象とする。併せて、森林環境の保全のため、国の新たな税制上の措置が講じられる場合においては、税率の特例のあり方について、必要な検討を行うものとする。</p> <p>(3) 産業廃棄物処分場税の適用期間を5年間延長し、平成35年3月31日（現行 平成30年3月31日）までの県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入を課税対象とする。</p> <p>(4) 施行期日は、公布日とする。ただし、(3)に関する事項は、規則で定める日から施行する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要 | <p>【参考】</p> <p>＜控除対象寄附金の状況＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除対象寄附金に係る法人等の区分</th> <th>適用状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 都道府県、市町村（ふるさと寄附金）</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 共同募金会、日本赤十字社</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3 特定公益増進法人 (独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等)</td> <td>★</td> <td rowspan="3">条例で包括的に指定 (指定済)</td> </tr> <tr> <td>4 認定特定公益信託</td> <td>★</td> </tr> <tr> <td>5 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）</td> <td>★</td> </tr> <tr> <td>6 控除対象特定非営利活動法人（控除対象NPO法人）</td> <td>★</td> <td>条例で個別に指定（今回指定する法人の適用区分）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ○：全国一律に控除対象となるもの、★：条例指定により控除対象となるもの</p> <p>＜今回指定する法人の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 名 称 特定非営利活動法人ハーモニイカレッジ 主たる事務所の所在地 八頭郡八頭町才代299 設立年月日 平成25年4月1日 事業内容 動物や自然を媒体とした青少年の健全育成及び社会教育の推進に寄与する事業 等 | 控除対象寄附金に係る法人等の区分 | | 適用状況 | 1 都道府県、市町村（ふるさと寄附金） | | ○ | 2 共同募金会、日本赤十字社 | | ○ | 3 特定公益増進法人 (独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等) | ★ | 条例で包括的に指定 (指定済) | 4 認定特定公益信託 | ★ | 5 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人） | ★ | 6 控除対象特定非営利活動法人（控除対象NPO法人） | ★ | 条例で個別に指定（今回指定する法人の適用区分） |
| 控除対象寄附金に係る法人等の区分 | | 適用状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 都道府県、市町村（ふるさと寄附金） | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 共同募金会、日本赤十字社 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 特定公益増進法人 (独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等) | ★ | 条例で包括的に指定 (指定済) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 認定特定公益信託 | ★ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人） | ★ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 控除対象特定非営利活動法人（控除対象NPO法人） | ★ | 条例で個別に指定（今回指定する法人の適用区分） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

<認定NPO法人及び控除対象NPO法人等の相関イメージ>



<森林環境保全税及び産業廃棄物処分場税の概要（現行）>

| 区分 | 森林環境保全税 | 産業廃棄物処分場税 |
|---------|--|--|
| 目的 | ・森林の持つ公益的機能の発揮のための森林整備及び森林を守り育てる意識の醸成 | ・産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他の適正な処理の促進 |
| 納稅義務者 | ・県民税均等割を納付する個人又は法人 | ・県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者 |
| 課税方法 | ・県民税均等割の超過課税 | ・特別徴収義務者（最終処分業者）からの申告納入等 |
| 税率 | ・個人 年間500円 ・法人 年間1,000円～40,000円 (均等割額の5%相当額) | ・県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入重量1トンにつき1,000円 |
| H28年度税収 | ・179,228千円 | ・11,708千円 |
| 税収使途 | ・間伐の遅れた人工林の整備 ・森林の保全・整備 ・森林景観対策 ・竹林対策 ・森林を守り育てる意識の醸成 ・制度の普及啓発 等 | ・産業廃棄物処理施設周辺地域の整備のための交付金 ・リサイクル技術の研究開発に対する助成 |
| 適用期間 | ・平成17年度～19年度（3年間） ・平成20年度～24年度（5年間） ・平成25年度～29年度（5年間） | ・平成15年度～17年度（3年間） ・平成18年度～19年度（2年間） ・平成20年度～24年度（5年間） ・平成25年度～29年度（5年間） |

<国が検討している森林環境税（仮称）の概要>

※総務省が設置する「森林吸収源対策税制に関する検討会」において検討されているもの

| | |
|----------|---|
| 趣旨・目的 | ・所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林においても、その公益的機能が持続的に発揮されるよう、市町村が主体となって実施する新たな森林整備等のための財源を確保する。 |
| 納稅義務者 | ・個人住民税を納付する個人 |
| 課税方法 | ・個人住民税均等割に国税として上乗せ |
| 税率 | ・未定 |
| 導入時期 | ・未定 |
| 税収使途 | ・条件不利な森林について市町村が森林所有者に代わって行う間伐等 ・条件不利な森林の所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけ |
| 地方への配分方法 | ・市町村が徴収し、都道府県が集約して国に払い込んだ税収の全額を、各市町村の人工林かつ民有林の面積に応じて市町村に譲与税として配分 |

第2回水辺の環境保全協議会の開催結果について

平成29年12月1日
水産課
河川課
農地・水保全課

千代川・天神川・日野川の各水系全体の生態系を豊かにするために、関係機関が河川環境や生物・生態系保全等に関する情報を共有し水辺の環境保全の推進及び実施について協議することを目的とし、「第2回水辺の環境保全協議会」を開催しましたので報告します。

1 協議会の内容

開催日：11月2日（木）

名称：水辺の環境保全協議会（平成29年6月5日設置）

内容：（1）各水系部会の協議内容について（報告）

（2）多自然川づくりの事例について（報告）・・・多自然川づくりの説明と取組の紹介

（3）各水系の魚道改修について（協議）・・・小わざ魚道改修箇所、方法等

（4）カワウ対策について（報告）・・・カワウ被害対策の取組状況

（5）漁場環境改善策について（報告）・・・H29 アユ資源緊急回復試験の進捗状況

（6）その他（報告）・・・川づくりに寄与する講演会等の実施実績

会員：漁業協同組合、国（国土交通省河川国道事務所等）、県（河川課、農地・水保全課、水産課、各地方機関担当課）、専門家（鳥取大学大学院 梶川助教）

事務局：県（水産課、河川課）

2 協議結果

○今回の協議会では、各部会（千代川・天神川・日野川の各水系）での協議内容を報告し、それを踏まえ各水系の魚道改修箇所や方法等について決定した。

・原則、千代川・天神川・日野川本流の下流側から整備を行っていくこととし、従来から国や県が取り組んでいる河川改修に併せた整備や、農林関係事業での堰堤改修に伴う整備、県管理区間における水辺のネットワーク再生事業における整備に加え、H30 当初予算で検討することとした。

・アユの遡上期限定で、土のうを設置することにより、小規模な遡上改善策も並行して検討する。

○国・県の実施した多自然川づくりの工事事例を説明し、好事例については他地域での展開を検討することを確認した。

○魚類等の不漁の一つの原因と考えられるカワウ対策及び漁場環境改善策にかかる試験調査の状況について報告と意見交換を行い、関係機関が連携することを確認した。

3 今後の協議会の予定（案）

| 時期 | 内容 |
|---------|--|
| 30年4～5月 | （魚道改修） ・予算措置及び今年度の予定について ・上流部や支流における魚道整備の進め方について |

全国和牛能力共進会での肉質日本一獲得を契機とした鳥取和牛の認知度向上の取組状況について

平成29年12月1日
販路拡大・輸出促進課
食のみやこ推進課
畜産課

9月7日～11日にかけて宮城県で開催された「第11回全国和牛能力共進会宮城大会（以下、「和牛全共」という。）」第7区（総合評価群）の肉牛群において、鳥取和牛が初めて日本一を獲得しました。この機会に鳥取和牛の認知度向上及びブランド化を進めるため、以下のとおり情報発信の取組を行いました。

1 首都圏等での情報発信イベントの開催

（1）「祝！肉質日本一 鳥取和牛フェス」の開催

和牛全共の肉質日本一獲得を首都圏で速やかにアピールするため、プロガー等による情報発信イベントを開催しました。

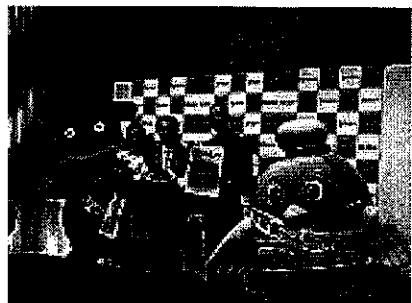
ア 期 間：9月23日（土）

イ 場 所：二子玉川ライズ（東京都世田谷区）

ウ 実施内容：知事のほか、イタリア人料理研究家ベリッシモ氏や女子プロガーを招聘し、トークショーや鳥取和牛の試食会を通じて鳥取和牛の魅力を発信した。

エ 実績・反響等

- ・参加者 約1,000人
- ・メディア出席者、イツ・コミュニケーションCATV（東急沿線のCATV）、中海テレビのほかWEBメディア等約20媒体で情報発信した。
- ・女子プロガー16名によるWEBでの情報発信を行った。



（2）高級百貨店での鳥取和牛販売フェアの開催

ア 高島屋

（ア）店舗：タカシマヤ日本橋本店、タカシマヤ横浜店

（イ）期 間：10月7日（土）～9日（月）

（ウ）実施内容：和牛全共で肉質日本一を獲得した肉（入賞牛）を販売した。
(100gあたり2,800円～5,400円)。

10月9日には知事が店頭にてトップセールスを実施した。



イ 三越伊勢丹

（ア）店舗：伊勢丹新宿本店

（イ）期 間：10月11日（水）～17日（火）

（ウ）実施内容：地下1階のフレッシュマーケットコーナーで鳥取和牛販売。

併せて、ベニズワイガニ、シカ肉、大山豚、大山ブロック、ねばりっこ、輝太郎柿、各種キノコ類などの生鮮品を販売する「鳥取特集」を開催した。

10月17日には知事がトップセールスを実施した。

好評につき、来年2月にも鳥取和牛の販売予定である。



(3) 鳥取和牛豪華弁当の開発

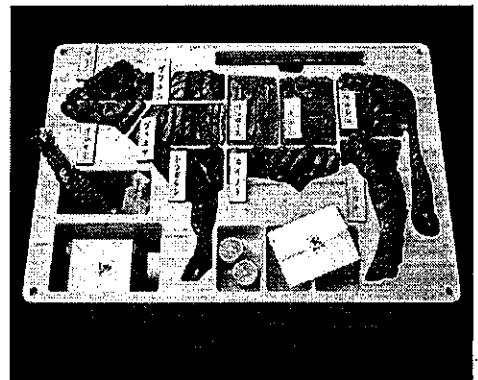
お弁当の総合インターネットモール「ごちクル」と連携して、鳥取和牛をふんだんに使った鳥取和牛豪華弁当を開発し、11月29日(いい二九の日)にあわせて販売開始しました。

ア 販売期間：11月29日(水)～平成30年3月31日(土)

イ 商品名：鳥取和牛まるごと独り占め箱～ギガ盛り～
(県産米きぬむすめ、関金わさび、及び県産梨をベースにしたタレも使用している。)

ウ 販売価格：292,929(ニクニクニク)円(税込)

エ 実施内容：平成29年2月14日に鳥取県と連携協定を締結したスターフェスティバル(株)と連携した弁当開発の一環である。同社が運営する「ごちクル」にて基本的に東京都においてのみ宅配販売する。
<https://gochikuru.com/regional/tottori/wagyu/>



(4) 横綱白鵬への「鳥取和牛」贈呈

和牛全共で肉質日本一を獲得した種雄牛「白鵬85の3」の子の肉を、11月の九州場所での活躍を祈念して横綱白鵬間に贈呈しました。

ア 期 間：11月4日(土)

イ 場 所：南蔵院法友殿(福岡県篠栗町：宮城野部屋の宿舎)

ウ 実施内容：肉質日本一を獲得した生産者3名同席の下、知事から横綱白鵬間に對し、肉質日本一を獲得した肉(入賞牛)を贈呈した。

横綱白鵬の「うまっ！脂がしつこくない。癖になるね～。」というコメントが、福岡のテレビ、全国紙、業界紙、ネットニュースでも紹介され、鳥取和牛の認知度向上を促進した。



2 県内での情報発信イベントの開催等

(1) 「祝！肉質日本一 和牛王国とつりフェスタ」の開催

和牛全共での肉質日本一獲得の認知度向上を図るため、県内でセレモニーや試食イベント等を開催しました。

ア 期 間：9月30日(土)

イ 場 所：地場産プラザわったいな

ウ 実施内容：全国和牛能力共進会出品者や関係者の皆様の出席のもと「祝！肉質日本一！和牛王国とつり復活セレモニー」を開催したほか、鳥取和牛が当たる抽選会や鳥取和牛の試食販売などを実施した。

(2) 「祝！肉質日本一 和牛王国とつりフェア」の開催

県内飲食店で鳥取和牛を使用したメニューを提供するレストランフェアを開催しました。

ア 期 間：10月6日(金)～11月5日(日)

イ 場 所：鳥取県内の飲食店39店舗

ウ 実施内容：参加店舗で鳥取和牛を活用した様々なメニュー(計69品)を提供したほか、食事をした方に肉質日本一を獲得した肉(入賞牛)など鳥取和牛が当たる抽選キャンペーンを実施した。

(3) 「和牛王国とつり復活キャンペーン」の開催

キャンペーン期間中に鳥取県内で宿泊いただいた方に、肉質日本一を獲得した肉(入賞牛)が抽選で当たるキャンペーンを開催しています。

ア 期 間：10月14日(土)～12月31日(日)

イ 実施内容：期間中に鳥取県内に宿泊いただいた方に、宿泊施設のレシートを貼付けて応募いただくことで、抽選で50名に、肉質日本一を獲得した肉(入賞牛)が当たるキャンペーンを実施中である。

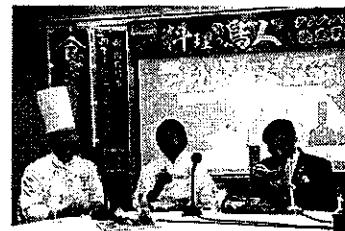
(4) 鳥取和牛料理対決「出でよ！料理の鳥人（ちょうじん）」の開催

鳥取和牛と県内の優れた食材を使い、「食のみやこ鳥取県」の特色ある新メニュー開発のため、県内料理人と首都圏の著名なシェフが料理対決をするイベント「出でよ！料理の鳥人」を開催しました。

ア 期間・場所：10月24日（火）、ANAクラウンプラザホテル米子

イ 実施内容：予選を勝ち抜いた県内料理人代表（杉原翔平（すぎはらしょくへい）氏）と、首都圏の料理人（工藤敏之（くどうとしゆき）シェフ）による料理対決イベントを開催。「フレンチの鉄人」坂井宏行（さかいひろゆき）シェフも来県し、料理対決の実況解説や、鳥取和牛を使った料理を披露された。

今後、県内料理人による入賞作品はレシピを公開し、県内飲食店に普及展開を図るとともに、工藤シェフの料理は首都圏飲食店で提供予定である。



3 県内外での広告等による情報発信

(1) 東京モノレール羽田空港駅での鳥取和牛PRポスター掲示

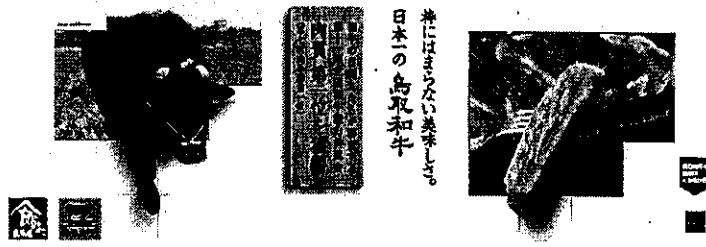
東京モノレールの羽田空港駅において、鳥取和牛の広告を掲示することで、鳥取和牛が肉質日本一を獲得したことを、全国の旅行者に対して広く認知度を高める取組を実施しています。

ア 期間：11月17日（金）～

平成30年1月14日（日）

イ 場所：東京モノレール羽田空港
第2ターミナル駅改札内

ウ 実施内容：牛（白鵬85の3）や肉が飛び出すように見え、記念写真を撮ることができる、訴求力を高めたデザイン広告を掲示している。

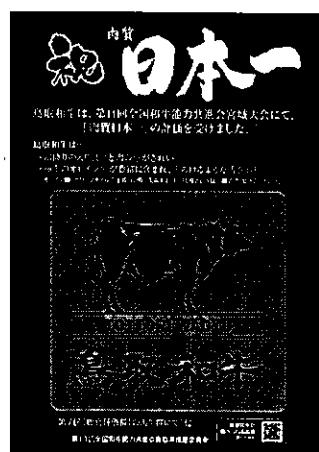


(2) 県内主要駅・空港での鳥取和牛PRポスターの掲示等

県内の主要駅、空港等において、「肉質日本一」の鳥取和牛をPRするポスター等を掲示することで、来県する観光客等に対して、鳥取和牛の魅力を発信しています。

○県内主要駅におけるPR

| | |
|---------------------|--|
| ポスター | 場所：鳥取駅（改札内）、米子駅（跨線橋）、倉吉駅（改札内）、境港駅（改札内） 期間：10月9日（月）～12月末 |
| デジタルサイネージ (電子看板) | 場所：鳥取駅構内、米子駅構内 期間：10月9日（月）～12月末 |
| 県広告塔 | 場所：鳥取駅、倉吉駅、米子駅の駅前 期間：11月1日（木）～12月中下旬 |



○県内空港におけるPR

| | |
|-----------|---|
| 鳥取砂丘コナン空港 | 場所：到着ロビー（ポスター掲示） 期間：10月1日～12月末 |
| 米子鬼太郎空港 | 場所：1階総合インフォメーション（ポスター掲示） 期間：10月中旬～12月末 |

パリでの「サロン・デュ・サケ2017」出展結果及び シンガポールでのレストランフェアの実施結果について

平成29年12月1日
販路拡大・輸出促進課

日EU・EPAやCPTPPの交渉動向も踏まえ、県産品の早期の市場開拓を図るため、下記のとおり輸出促進事業を実施しました。

記

1 「サロン・デュ・サケ2017」への出展

ヨーロッパ最大規模の日本酒試飲イベント「サロン・デュ・サケ」に初出展し、一般来場者及び飲食業関係者への試飲提供を通じ、販路拡大に向けた商談を実施した。また、期間中に鳥取県観光のプレゼンテーション及び鳥取の地酒のワークショップ（燭酒のレクチャー）を実施した。

(1) 日程

平成29年10月7日～9日（3日間）

(2) 会場

New Cap Event Center（フランス パリ市内）

(3) 出展事業者

5事業者

（千代むすび酒造、稻田本店、梅津酒造、福羅酒造、広岡農場）

(4) 出展品目

- ・日本酒、梅酒、ながいも焼酎、梨ワイン、梅ジュース等
- ・酒器、因州和紙照明等の民工芸品（展示）

(5) 実施結果

各事業者ともレストラン等の取引先の拡大に向けて意欲的な商談が行われ、今回の出展を機に新商品の輸出が決定した事業者もあった。



鳥取県ブースでの商談の様子

2 シンガポールでのレストランフェア

東南アジアにおける県産水産物等の販路拡大と本県への誘客促進を目的に、鳥取県漁業協同組合及び鳥取県境港水産物輸出入促進協議会と連携し、シンガポールの日本料理店2店舗で県産食材を使用したレストランフェアを実施した。

(1) 会場及び開催期間

| 会場 | 開催期間 |
|-------------------------------------|-----------------|
| JF KANDA WADATSUMI（JF全漁連のアンテナレストラン） | 平成29年10月3日～31日 |
| シンガポール日本人会館「茜」 | 平成29年10月17日～22日 |

(2) 主な使用食材

水産品（鮮魚）：ベニズワイガニ、ハタハタ、サワラ、甘えび 等

水産加工品：ベニズワイガニ棒肉、カニクリームコロッケ、いかの醤油漬け 等

農産品等：ねばりっこ、らっきょう甘酢漬け、とうふちくわ、乾しいたけ、地酒

(3) 実施結果

- ・JF KANDA WADATSUMIでは、特にベニズワイガニを使った炊き込みご飯、サラダが好評だった。
- ・今回のフェアを機に複数の水産加工品（ハタハター夜干し、イカの下足揚げなど）について新たな取引、商談が始まった。

(4) その他関連イベント

ア 鳥取県「食と観光」のPRイベント（10月13日、JF KANDA WADATSUMI）

現地輸入商社、旅行業者、メディア関係者等を招待し、

レストランフェアで提供中の県産食材を使用した料理の試食、食と観光の魅力をPRした。

イ 鳥取ナイト（10月13日、シンガポール日本人会館）

現地日本人会員約80名に、県産食材を使用した料理を提供しながら鳥取県の食と観光の魅力をPRした。



シンガポール日本人会館でのプレゼンの様子

鳥取県立農村総合研修所の指定管理者の選定方法について

平成29年12月1日
とっとり農業戦略課

11月21日（火）に開催された平成29年度第3回県有施設・資産有効活用戦略会議の議論を踏まえ、県立農村総合研修所の指定管理者の選定方法について、以下のとおりとしたいので報告します。

1 施設名

鳥取県立農村総合研修所（所在地：倉吉市大原字宮ノ下632-4）

2 指定管理者の選定方法

指名指定（従来の選定方法：指名指定）

3 指名指定継続の理由

現在の指名指定管理者である「鳥取県農業協同組合中央会」は、JAグループの健全な発展を目的に、各農協への指導、監査、人材育成等を担う組織であり、当該施設の目的である、「農業団体自らが、地域農業推進リーダー等を対象に研修を行い指導者等の資質向上を図る」ため、県内農業関係団体等と連携しながら研修を企画・実施できる団体である。

4 今後のスケジュール（予定）

平成30年4月～8月 指定管理者の選定手続き

平成30年9月 平成30年9月議会に指定管理者選定の議案を上程

平成31年4月 指定管理者による管理運営開始

【備考】県有施設・資産有効活用戦略会議の概要（※業務効率推進課において開催）

○会議の趣旨

県有施設・資産を活用した官民連携（PPP／PFI）の積極的な活用や、県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討する。

○構成員

副知事（座長）、各部局長、各総合事務所長、教育長、病院事業管理者、警察本部長

○検討の経過

平成29年6月 平成29年度第1回県有施設・資産有効活用戦略会議において、指定管理者制度導入施設のうち、指名指定を行っている施設については、公募しないことの適否について検討を行う旨を申し合わせた。

平成29年11月 平成29年度第3回県有施設・資産有効活用戦略会議において、指定管理者制度導入施設で指名指定を行っている施設のうち12施設（県立農村総合研修所を含む。）については、引き続き指名指定（非公募）により指定管理者を選定することになった。

鳥取県立二十一世紀の森の管理運営の見直しについて

平成29年12月1日
林政企画課

11月21日(火)に開催された平成29年度第3回県有施設・資産有効活用戦略会議の議論を踏まえ、鳥取県立二十一世紀の森の管理運営について、以下のとおり見直すこととしたので報告します。

1 施設名

鳥取県立二十一世紀の森（所在地：鳥取市河原町稻常113（林業試験場に併設））

2 導入する管理運営方法

指定管理者制度（事業者の選定方法：公募）

3 見直しの時期

平成31年4月

4 見直しを行う理由

管理業務への民間ノウハウの活用は有効であり、県の関与が必要な試験林管理は県が担いながら、林業技術の研修、森林・林業・県産材に関する普及啓発・交流拠点としての機能強化に向けて、部分的な指定管理者制度（公募）を導入したい。

5 今後のスケジュール（予定）

平成30年2月 平成30年2月議会に予算案及び設置管理条例等の改正を上程

平成30年4月～8月 指定管理者の選定手続き

平成30年9月 平成30年9月議会に指定管理者選定の議案を上程

平成31年4月 指定管理者による管理運営開始

【備考】県有施設・資産有効活用戦略会議の概要

○会議の趣旨

県有施設・資産を活用した官民連携（PPP/PFI）の積極的な活用や、県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討する。

○構成員

副知事（座長）、各部局長、各総合事務所長、教育長、病院事業管理者、警察本部長

○検討の経過

平成28年11月

平成28年度第3回県有施設・資産有効活用戦略会議において、総務部から運営方法の見直しが提案された。

平成28年11月～平成29年8月

各部局において民間活力の導入方法について検討した。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の指定管理者の選定方法について

平成29年12月1日

水産振興局水産課

11月21日（火）に開催された平成29年度第3回県有施設・資産有効活用戦略会議の議論を踏まえ、鳥取県営境港水産物地方卸売市場の指定管理者の選定方法について、以下のとおりとしたいので報告します。

1 施設名

鳥取県営境港水産物地方卸売市場（所在地：境港市昭和町9-7）

2 指定管理者の選定方法

指名指定（従来の選定方法：指名指定）

3 指名指定継続の理由

現在の指名指定管理者である「境港水産物市場管理株式会社」は、当該施設を利用する3卸売業者で設立する法人であり、効率的・効果的な管理が行いやすく、また、高度衛生管理型漁港・市場整備を実施するに当たってハード・ソフトの両面で施設利用者の意見を取りまとめる当該団体と綿密なやり取りを行いながら進めていることから、安定的な施設運営が実施できる団体である。

4 今後のスケジュール（予定）

平成30年4月～8月 指定管理者の選定手続き

平成30年9月 平成30年9月議会に指定管理者選定の議案を上程

平成31年4月 指定管理者による管理運営開始

【備考】県有施設・資産有効活用戦略会議の概要

○会議の趣旨

県有施設・資産を活用した官民連携（PPP／PFI）の積極的な活用や、県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討する。

○構成員

副知事（座長）、各部局長、各総合事務所長、教育長、病院事業管理者、警察本部長

○検討の経過

平成29年6月 平成29年度第1回県有施設・資産有効活用戦略会議において、指定管理者制度導入施設のうち、指名指定を行っている施設については、公募しないことの適否について検討を行う旨を申し合わせた。

平成29年11月 平成29年度第3回県有施設・資産有効活用戦略会議において、指定管理者制度導入施設で指名指定を行っている施設のうち12施設（県営境港水産物地方卸売市場を含む。）については、引き続き指名指定（非公募）により指定管理者を選定することとなった。

鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の管理運営の見直しについて

平成29年12月1日
水産振興局水産課

11月21日（火）に開催された平成29年度第3回県有施設・資産有効活用戦略会議の議論を踏まえ、鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の管理運営について、以下のとおり見直すこととしたので報告します。

1 施設名

鳥取県立とっとり賀露かにっこ館（所在地：鳥取市賀露町西三丁目27-2）

2 導入する管理運営方法

指定管理者制度（事業者の選定方法：公募）

3 見直しの時期

平成31年4月

4 見直しを行う理由

集客施設の運営においては、民間ノウハウの活用は有効であり、民間主導での周辺地域と連携した地域振興や運営の効率化に向けて、指定管理者制度（公募）を導入したい。

5 今後のスケジュール（予定）

平成30年2月 平成30年2月議会に予算案及び設置管理条例の改正を上程

平成30年4月～8月 指定管理者の選定手続き

平成30年9月 平成30年9月議会に指定管理者選定の議案を上程

平成31年4月 指定管理者による管理運営開始

【備考】県有施設・資産有効活用戦略会議の概要

○会議の趣旨

県有施設・資産を活用した官民連携（PPP/PFI）の積極的な活用や、県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討する。

○構成員

副知事（座長）、各部局長、各総合事務所長、教育長、病院事業管理者、警察本部長

○検討の経過

平成28年11月

平成28年度第3回県有施設・資産有効活用戦略会議において、総務部から運営方法の見直しが提案された。

平成28年11月～平成29年8月

各部局において民間活力の導入方法について検討した。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成29年12月1日
農地・水保全課
課長

| 主務課 | 工事名 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額 | 工期 | 契約年月日 | 工事内容 | 摘要 |
|-------------------------|----------------------|------------------|--------------------------|--|---------------------------------|----------------------------|--|------|
| 農地・水保全課 (中部総合事務所農林局) | 妻沼地区ため池 (上島池)改修工事 | 東白郡 妻沼町 杉下 | 有限会社共栄組 代表取締役 山崎 徹 | (当初契約額) 114,480,000円 | 平成28年10月25日 ~ 平成29年11月22日 | (当初契約年月日) 平成28年10月25日 | ため池整備 堤長 138.1m、堤高 8.9m、貯水量 7.4万m ³ 堤体工 堤体盛土工 V=3,016m ³ 刃金土盛工 V=2,860m ³ 法面保護工 A=1,058m ² 法先にリーン工 L=20.0m 取水施設工 洪水吐工 その他の工事 L=74.1m 板成工 潜水栓工 3箇所、工事用道路改良 L=137m その他 1式 | 別添参照 |
| | | | | (第2回変更後契約額) 119,900,620円 〔 5,420,620円〕 | | (第1回変更終了年月日) 平成29年3月6日 | ○変更内容 台風18号及び21号による降雨水によりため池盛土用土の含水率が高く、盛土作業が困難なため、一時仮置きして含水率を下げる期間を要することによる工期延期。 | |
| | | | | | | (第2回変更終了年月日) 平成29年9月22日 | | |
| | | | | | | (第3回変更終了年月日) 平成29年11月2日 | ○変更内容 台風18号及び21号による降雨水によりため池盛土用土の含水率が高く、盛土作業が困難なため、一時仮置きして含水率を下げる期間を要することによる工期延期。 | |
| 水産課 | 境港特定漁港整備 (経済対策) | 境港市 昭和町 | 美保クノス株式会社 代表取締役 野津 一哉 | (当初契約額) 154,380,000円 〔 16,466,880円 11,486,880円〕 | 平成29年3月1日 ~ 平成29年11月5日 | (当初契約年月日) 平成28年2月28日 | 【工事内容】 本体工(鋼管支柱打設) N=83本 付属物(電気防食) N=21個 構造物撤去工 N=1式 | 別添参照 |
| | | | | | | (第1回変更終了年月日) 平成29年11月1日 | ○変更内容 【関係機関協議既設上部工の取扱い既設の海中導下を防止するため、取扱い前にリバーリング工にて切削・分割・陸揚げが必要となることによる工事費の増。】 【不可欠部分】既設鋼支柱に、被覆及び電気防食工が施工済みであり、分別解体が必要となることによる工事費の増。 【他工区調整】既設工事の地盤改良後に現地着手する工程となり、進入路に敷設板による養生が必要となることによる工事費の増。 | |
| | | | | | | (第1回変更終了年月日) 平成29年11月9日 | | |
| | | | | | | (第1回変更終了年月日) 平成29年3月2日 | 【工事内容】 施工延長 L=81.8メートル 本体工(鋼管支柱打設) N=77本 付属物(電気防食) N=21個 構造物撤去工 N=1式 | 別添参照 |
| | | | | | | (第1回変更終了年月日) 平成28年1月3日 | ○変更内容 【関係機関協議既設上部工の取扱い既設の海中導下を防止するため、取扱い前にリバーリング工にて切削・分割・陸揚げが必要となることによる工事費の増。】 【不可欠部分】既設鋼支柱に、被覆及び電気防食工が施工済みであり、分別解体が必要となることによる工事費の増。 【他工区調整】既設工事の地盤改良後に現地着手する工程となり、進入路に敷設板による養生が必要となることによる工事費の増。 | |
| 水産課 | 境港特定漁港整備 (経済対策) | 境港市 昭和町 | 株式会社大門建設工業 代表取締役 内田洋二 | (当初契約額) 153,360,000円 〔 164,208,500円 10,848,500円〕 | 平成29年3月2日 ~ 平成29年11月9日 | (当初契約年月日) 平成29年3月1日 | ○変更内容 施工延長 L=81.8メートル 本体工(鋼管支柱打設) N=77本 付属物(電気防食) N=21個 構造物撤去工 N=1式 | 別添参照 |
| | | | | | | (第1回変更終了年月日) 平成28年1月3日 | | |

境漁港特定漁港漁場整備工事(1号上屋護岸1、2工区)

